

## 廃棄物処理計画について

### 1 法的根拠について

廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく法定計画であり、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（同法第5条の2）に即して都道府県が定めることとされています。

#### 廃棄物処理法第5条の5第1項

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

### 2 第六期沖縄県廃棄物処理計画について

- ・ 県では、平成14年3月に「沖縄県廃棄物処理計画」の策定以降、概ね5年ごとに計画を見直し、令和4年3月には「第五期沖縄県廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・ 第五期沖縄県廃棄物処理計画の計画期間（令和3年度～令和7年度）の満了に伴い、新たに令和8年度～令和12年度を対象とした新計画を策定する必要があります。
- ・ また、県の広域化・集約化計画について、第五期計画から施策の一つに位置付け、令和12（2030）年度及び令和27（2045）年度までの中長期的な視点で旧広域化計画を見直したところですが、令和6年3月29日付け環境省通知において、令和32（2050）年度までの長期的な計画とするよう求めていることから、同通知を踏まえた見直しを行います。

## 第六期計画の考え方

### 1 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月策定）

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり（企業による循環経済の取組みが評価される環境の整備等）  
 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環（循環経済関連ビジネスの市場規模の拡大等）  
 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現（地域の資源循環等で付加価値や雇用を創出して地域経済を活性化等）  
 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行（地域の廃棄物の広域化・集約的な処理等）

### 2 廃棄物に関する新法・通知・動向等

リチウム蓄電池に係る通知への対応  
 再資源化事業等高度化法施行に係る本県への影響等  
 ごみ処理広域化通知における長期目標 2050 年への改定  
 プラスチック資源循環法の県内取組みの動向  
 太陽光パネルの適正処理推進に向けた動向  
 PFOS の適正処理に向けた県内の動向  
 蛍光管の適正処理に向けた県内の動向

### 3 第五期計画の達成状況（令和5年度実績）

【一般廃棄物】			
項目	目標値	実績値	結果
排出量(千 t)	428	468	×
家庭ごみ排出量(g/人・日)	489	477	○
再生利用量(千 t)	94	70	×
最終処分量(千 t)	21	28	×
【産業廃棄物】			
項目	目標値	実績値	結果
排出量(千 t)	1,860	1,737	○
再生利用量(千 t)	949	824	×
最終処分量(千 t)	70	98	×

### 4 県の第五期計画策定以降の新たな取組み

島しょ型資源循環社会構築事業（R4～R8）  
 島しょ県に適したリサイクル体制を構築するための検討及び支援を行う。  
 プラスチック問題対策普及啓発事業（R5～R9）  
 プラスチック削減に向けて、県民のライフスタイルの見直しを図る普及啓発等を行う。

### 5 第六期計画（循環経済の促進）

左記に示す近年の動向を踏まえ、改定作業を進める。

**【施策の基本的な方向性】**

本県独自の資源循環の方向性

持続可能な廃棄物処理体制の方向性

適正処理の確保と徹底

不確定要因を含む廃棄物に対する対応

ごみ広域化・集約化計画

各目標の達成状況の評価を行い、趨勢を踏まえた新たな目標を検討。

新たな施策として位置づけを行う。

### <参考：廃棄物の定義>

- 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったもので、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物で、固形状又は液体のものをいう。
- 廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される。
- 産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定される20品目（次頁参照）をいい、排出事業者には適正処理する責任が課されている。
- 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいい、そのうち一般家庭から排出されるものを生活系廃棄物、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物とならないものを事業系一般廃棄物と呼ぶことがある。一般廃棄物は基本的に市町村に処理責任があるが、事業系一般廃棄物については排出事業者にも適正処理する責任が課されている。
- 廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを、特に「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として定められている。
- 廃棄物の保管、運搬、処分の方法は、廃棄物処理法やその他の関係法令等によって規制が行われている。

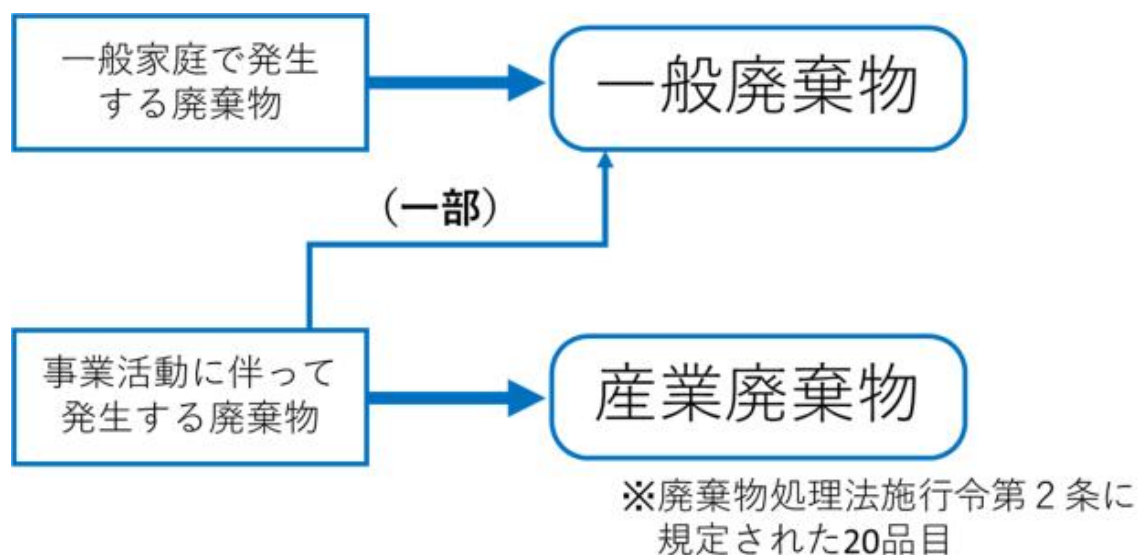


図 廃棄物の区分

表 産業廃棄物の種類

	種類	対象となる廃棄物							
産業 廃棄物	1	燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ						
	2	汚泥	工場排出などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかすなど						
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジなど						
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類など、すべての酸性廃液						
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液						
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物						
	7*	紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず						
	8*	木くず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）木材または木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、パーク類 貨物の流通のために使用したパレット						
	9*	繊維くず	衣服やその他の繊維製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず						
	10*	動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣のあらなど						
	11*	動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物						
	12	ゴムくず	天然ゴムくず						
	13	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど						
	14	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずなど						
	15	鉱さい	高炉、平炉、電気炉などの溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、粉灰かすなど						
	16	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物						
	17*	動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿						
	18*	動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体						
	19	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、または汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、上記7に掲げるものでPCBが塗布された紙くず、もしくは上記12に掲げるものでPCBが付着し、または、封入された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであった、集じん施設によって集められたもの						
	20	その他	燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類または上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの						
特別 管理 産業 廃棄物	廃油	産業廃棄物である揮発油、灯油類、軽油類のうち、引火点が70度以下であるもの							
	廃酸	pH2.0以下の酸性廃液							
	廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液							
	感染性廃棄物	医療機関等から排出された感染のおそれのある産業廃棄物(汚泥、廃油、廃プラ、金属くず、ガラスくず他)							
	特定有害産業廃棄物	<table border="1"> <tr> <td>廃PCB等</td> <td>廃PCB及びPCBを含む廃油</td> </tr> <tr> <td>PCB汚染物</td> <td>PCBが塗布された紙くず、PCBが付着または封入された廃プラスチック類もしくは金属くず</td> </tr> <tr> <td>廃石綿等</td> <td>建設物から除去された飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、及びその除去工事から排出するプラスチックシートなどの石綿が付着している恐れのあるもの。大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>政令で定める有害物質の判定基準を超える</td> </tr> </table>	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油	PCB汚染物	PCBが塗布された紙くず、PCBが付着または封入された廃プラスチック類もしくは金属くず	廃石綿等	建設物から除去された飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、及びその除去工事から排出するプラスチックシートなどの石綿が付着している恐れのあるもの。大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など。	その他
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油								
PCB汚染物	PCBが塗布された紙くず、PCBが付着または封入された廃プラスチック類もしくは金属くず								
廃石綿等	建設物から除去された飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、及びその除去工事から排出するプラスチックシートなどの石綿が付着している恐れのあるもの。大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など。								
その他	政令で定める有害物質の判定基準を超える								

\*業種指定のある対象品目

## 第六期沖縄県廃棄物処理計画素案策定に係る廃棄物処理のあり方検討委員会について

### 1 廃棄物処理のあり方検討委員会について

第六期沖縄県廃棄物処理計画素案の策定にあたり、令和7年度に沖縄県環境部に「廃棄物処理のあり方検討委員会」を設置した。

### 2 同委員会設置の趣旨について

これまで同計画の策定にあたっては、事務局（環境整備課）で作成した素案を沖縄県環境審議会に諮問（答申）することで策定を行っていたが、今回は素案の検討段階から廃棄物処理に関する有識者や関係機関からなる委員会から助言をいただき、国の動向や最新の知見等を素案に反映させた。今回は、同委員会の意見を反映した素案を審議会において審議いただくこととしている。

### 3 同委員会の開催実績（令和7年度）について

7月17日：第1回検討委員会

主な議題： 第五期計画の目標達成状況と評価、 新計画骨子案

8月14日：第2回検討委員会（書面開催）

主な議題： 第五期計画の目標達成状況と評価及び新計画骨子案の最終確認

10月21日：第3回検討委員会

主な議題： 新計画素案

11月10日：第4回検討委員会（書面開催）

主な議題： 新計画素案の最終確認

第4回検討委員会の委員の意見については、現在集約中。

# 沖縄県廃棄物処理計画（第六期）の骨子の新旧対照表

## 現行計画（第五期）

- 第1章 はじめに
  - 1 策定の背景・趣旨
  - 2 計画の性格と位置づけ
  - 3 計画の期間
  - 4 目指すべき将来像
- 第2章 廃棄物の現状と課題
  - 1 一般廃棄物の排出・処理状況と課題
  - 2 産業廃棄物の排出・処理状況と課題
- 第3章 廃棄物の排出量及び処理量の見込み
  - 1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測
  - 2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測
- 第4章 持続可能な沖縄のための目標設定
  - 1 持続可能な沖縄に向けた考え方
    - 1) 本県の資源循環の状況
    - 2) 持続可能な沖縄のための基本的な考え方
    - 3) 持続可能な処理体制の構築
    - 4) 資源循環分野の温室効果ガス削減策
  - 2 持続可能な沖縄のための目標
    - 1) 一般廃棄物の減量化目標
    - 2) 産業廃棄物の減量化目標
  - 3 各主体の役割分担
    - 1) 各主体の連携・協働
    - 2) 県民の役割
    - 3) 事業者の役割
    - 4) 市町村の役割
    - 5) 県の役割
- 第5章 持続可能な沖縄のための主要施策
  - 1 持続可能な沖縄のための施策体系
  - 2 本県独自の資源循環の確立
    - 1) 普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成
    - 2) リサイクルの促進
    - 3) 観光分野における廃棄物の対策
  - 4) 経済的手法の導入
  - 3 持続可能な廃棄物処理体制の確保
    - 1) 一般廃棄物処理体制の確保
    - 2) 産業廃棄物処理体制の確保
    - 3) 離島の廃棄物対策

## 新計画（第六期）

赤字：第5期から構成や表現を修正、赤字下線：今回新規追加項目、青字下線：廃棄物処理のあり方検討委員会を踏まえた修正

		項目を修正又は追加した理由
第1章 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 策定の背景・趣旨</li> <li>2 計画の性格と位置づけ</li> <li>3 計画の期間</li> <li>4 目指すべき将来像</li> </ul>	
第2章 廃棄物の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物の排出・処理状況と課題</li> <li>2 産業廃棄物の排出・処理状況と課題</li> </ul>	
第3章 廃棄物の排出量及び処理量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測</li> <li>2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測</li> </ul>	
第4章 循環経済の促進のための目標設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 循環経済促進の考え方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 本県の資源循環の状況</li> <li>2) 循環経済促進のための基本的な考え方</li> <li>3) 持続可能な処理体制の構築</li> <li>4) 資源循環分野の温室効果ガス削減策</li> </ul> </li> <li>2 循環経済促進のための目標                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 一般廃棄物の量的目標</li> <li>2) 産業廃棄物の量的目標</li> </ul> </li> </ul>	第五次循環基本計画で「循環経済への移行」が打ち出されており、当該計画との整合を図るため。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 各主体の役割分担                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 各主体の連携・協働</li> <li>2) 県民の役割</li> <li>3) 事業者の役割</li> <li>4) 市町村の役割</li> <li>5) 県の役割</li> </ul> </li> </ul>	委員会で「減量ありきではなく、適正な廃棄物の量とすることが望まれる。生活形態や産業構造により変化が大きいため、減量だけを目標にすべきではない。」旨の意見があったため。
第5章 循環経済促進のための主要施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 循環経済促進のための施策体系</li> <li>2 本県独自の資源循環の方向性                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成</li> <li>2) リサイクルの促進</li> <li>3) 観光分野における廃棄物の対策</li> <li>4) 事業者間連携の形成</li> <li>5) 経済的手法を活用した減量化等の推進</li> <li>6) 本県に適した資源循環</li> </ul> </li> </ul>	第五次循環基本計画で「循環経済への移行」が打ち出されており、当該計画との整合を図るため。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 持続可能な廃棄物処理体制の方向性                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 県民及び事業者への呼びかけ</li> <li>2) 一般廃棄物処理体制のあり方</li> <li>3) 産業廃棄物処理体制のあり方</li> <li>4) 離島の廃棄物対策</li> </ul> </li> </ul>	委員会で「タイトルに「確立」と書くこと確立を確保するものとして捉えなければならない。ここは確立を目指す計画または確立するための方法や方向性と思われる。」旨の意見があったため。
		第五次循環基本計画で「事業者間連携」が打ち出されているため。
		委員会で「項目の内容が想像しづらい」旨の意見があったため。
		第五期沖縄県廃棄物処理計画策定後に推進してきた施策を整理するため。
		委員会で「持続可能な廃棄物処理が確保する印象を受ける。この計画期間で完成するなら問題ないが「計画」または「方向性」を示すだけになると思われる。」旨の意見があったため。
		第五次循環基本計画で「消費者のライフスタイル転換や企業の行動変容」が打ち出されているため。
		委員会で「既存の体制を是としてそれを確保するなら、そのまま構わないが、循環型社会に向けて処理体制を計画、構築していくなら「確保」は問題があり、「あり方」などが望ましい。」旨の意見があったため。
		廃タイヤ等の処理困難物の適正処理、人材育成を含む視点で記載する（委員会で、「離島で廃タイヤの処理先がない」、「離島市町村への人材面でのフォローが必要である」旨の意見があったため。）

4) 感染症への対応 5) 非常災害時における対応力の強化 6) 広域化・集約化計画		
	5) 最新技術の活用 6) 脱炭素への貢献	高度化法(分離・回収技術、AI技術、DX化等)の視点(高度化法で「高度分離・回収事業計画」が規定されており、同法との整合を図るため。 社会的な要請としてあらゆる分野で脱炭素化が求められており、廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス対策への意識づけを行うため。
4 適正処理の徹底 1) 適正処理の推進 2) 生活排水処理対策(普及啓発活動)	4 適正処理の確保と徹底 1) 適正処理の推進 2) 生活排水処理対策	検討委員会で「項目を整理した方がよい」旨の意見があったため。
	3) 適正処理困難物対策	リチウム電池、蛍光灯等の水銀、アスベスト含有物、太陽光パネル等への対応(委員会で「リチウム電池等の処理困難物の処理先を決めていない市町村が多いと思われるので、計画に反映すべき」旨の意見があったため。
3) 特別管理廃棄物対策 4) PCB廃棄物処理対策 5) ダイオキシン類対策 6) 米軍基地の廃棄物対策 7) 海岸漂着物対策	4) 特別管理廃棄物対策 5) ダイオキシン類対策	アスベスト、PCB、感染性廃棄物の対策を含む。
	5 不確定要因を含む廃棄物に対する対応	委員会で「項目を整理した方がよい」旨の意見があったため。
	1) 急拡大感染症への対応 2) 災害時における対応力の強化	委員会で「コロナ感染症のようなケースを想定した方がよい」旨の意見があったため。 委員会で「災害廃棄物の仮置場の選定ができていない現状がある」旨の意見があったため、「円滑な処理体制」の視点を含めて記載するものとする。
	3) 米軍基地の廃棄物対策 4) 海岸漂着物対策	
	6 ゴミ処理広域化・集約化について	海上輸送路、市町村間の合意形成の視点を含んだ記載とする(委員会で「広域化を進める際に、海上輸送路や自治体の合意形成が難しいケースが多いため、これらについて示すことが重要である」旨の意見があったため。)
	1) 広域化・集約化計画 2) 広域化・集約化への展望	
第6章 計画の推進 1 県における推進体制 2 市町村との連携強化 3 関係団体・事業者との連携強化 4 計画の進行管理	第6章 計画の推進 1 県における推進体制 2 市町村との連携強化 3 関係団体・事業者との連携強化 4 計画の進行管理	